

第 1 1 回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 2 8 日 開会
令和 3 年 5 月 2 8 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和3年5月28日 第11回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時19分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 河上彰
主事補 西山翔汰朗

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第11回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番山村委員、10番高木委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 続いて日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和3年5月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

解約通知があったのは、下記の1件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、共栄に住所を有する方ほか2名の共有名義人の方。賃借人は、吉野に住所を有する方です。土地の表示等につきましては、記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成6年6月1日に賃貸借され

ましたが、令和3年4月30日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の離農による解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 続いて日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年5月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件でございます。

番号12番。譲渡人は、吉野に住所を有する方。譲受人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は、記載のとおりであります。地目は、現況牧場及び畑。面積は、8筆合わせまして311,282平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農による経営移譲のため、農地を売却する。譲受人は、経営規模拡大のため、農地を買い受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、議案書5ページから6ページに3条番号12の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号12番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、離農による経営移譲のため農地を売買する内容であり、5月20日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。初めに番号1番から6番、8番から14番を審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○西山主事補 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和3年5月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から6番、及び8番から14番の13件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書9ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件、以上の4要件がございます。この4要件につき、別添の第11回農業委員会総会議案説明資料1ページから12ページ、及び15ページから28ページに掲載しております。農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から6番、及び8番から14番の法人につきましては、要件を満たしておりますので 適 と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号1番から6番、8番から14番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号1番から6番、8番から14番は原案のとおり決定をいたしました。

次に、番号7番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号8番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員 退席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○西山主事補 議案書8ページをご覧ください。ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号7番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度

については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、別添の第11回農業委員会総会議案説明資料13ページから14ページに掲載しております。農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 はい、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号番号7番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号7番は原案のとおり決定をいたしました。

ここで議席番号8番大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について、報告をしてください。

○坂下事務局長 議案第3号番号7番につきましては、原案のとおり決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で、本日付議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれをもちまして第11回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時19分 閉会